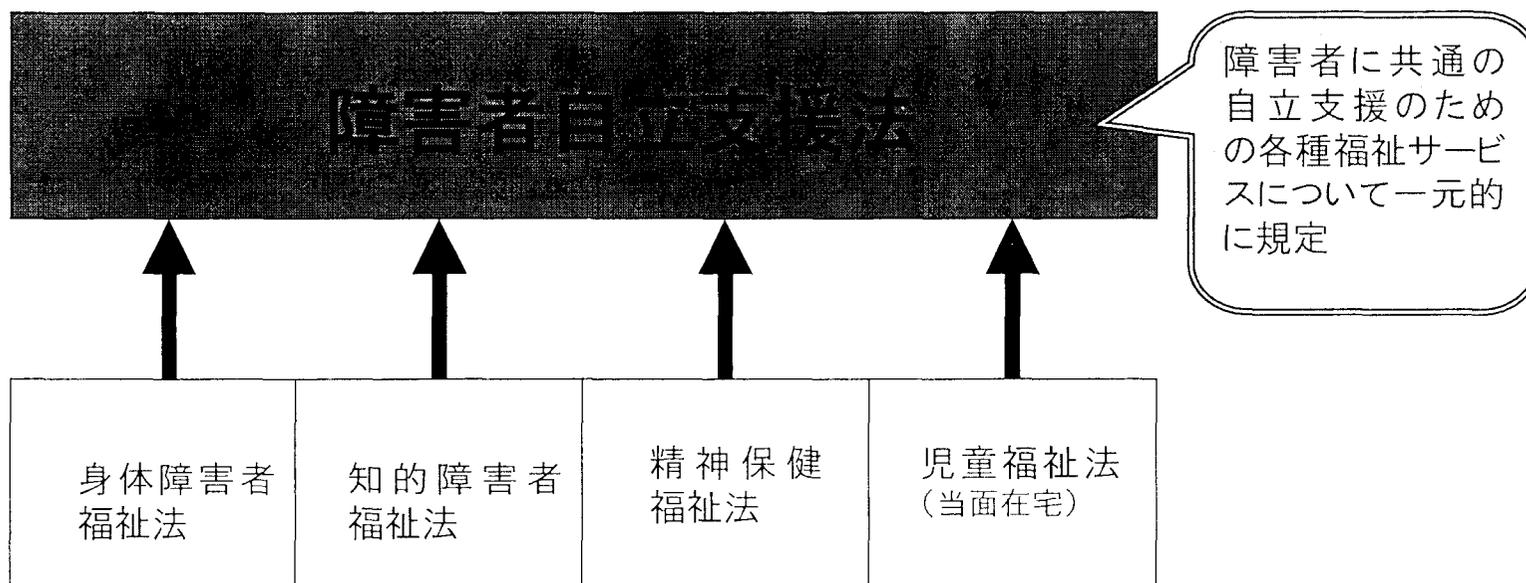


必要となる法的整備

- 改革を実現するため、通常国会に「障害者自立支援法案」を提出



- 平成18年1月から段階的に実施(公費負担医療の見直しについては、平成17年10月実施)

障害者自立支援法案の構造

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 自立支援給付

第一節 通則（第六条—第十四条）

第二節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給

第一款 市町村審査会（第十五条—第十八条）

第二款 支給決定等（第十九条—第二十七条）

第三款 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給（第二十八条—第三十一条）

第四款 サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給（第三十二条—第三十五条）

第五款 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者（第三十六条—第五十一条）

第三節 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給（第五十二条—第七十五条）

第四節 補装具費の支給（第七十六条）

第三章 地域生活支援事業（第七十七条・第七十八条）

第四章 事業及び施設（第七十九条—第八十六条）

第五章 障害福祉計画（第八十七条—第九十一条）

第六章 費用（第九十二条—第九十六条）

第七章 審査請求（第九十七条—第一百五十一条）

第八章 雑則（第一百六条—第一百八条）

第九章 罰則（第一百九条—第一百十五条）

附則

障害者自立支援法案の概要（その1）

1. 給付の対象者

- ・ 身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

2. 給付の内容

- ・ ホームヘルプサービス、ショートステイ、入所施設等の介護給付費及び自立訓練(リハビリ等)、就労移行支援等の訓練等給付費(障害福祉サービス)
- ・ 心身の障害の状態の軽減を図る等のための自立支援医療(公費負担医療) 等

3. 給付の手続き

- ・ 給付を受けるためには、障害者又は障害児の保護者は市町村等に申請を行い、市町村等の支給決定等を受ける必要があること。
- ・ 障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、市町村に置かれる審査会の審査及び判定に基づき、市町村が行う障害程度区分の認定を受けること。
- ・ 障害者等が障害福祉サービスを利用した場合に、市町村はその費用の100分の90を支給すること。(残りは利用者の負担。利用者が負担することとなる額については、所得等に応じて上限を設ける。)

4. 地域生活支援事業

- ・ 市町村又は都道府県が行う障害者等の自立支援のための事業(相談支援、移動支援、日常生活用具、手話通訳等の派遣、地域活動支援等)に関すること。